

	号外	定価 1部2円	鳥インフル盛岡市 事例で旅費の現地 経費支給は県職労 の働きかけで実現。 問題点等は県職労 にお寄せを。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

フレックス全職員対象 2025年6月施行で2月議会提案へ 県職労 ⇒ 制度使える職場体制を強く求める

2025年4月～ 休暇改善

乳幼児介助：小学校就学前⇒9歳まで
 子等の看護：子3人以上12日/授業参観・面談等も可
 会計年度病気休暇：有給5日⇒10日

県職労は昨年10月に人事課から提案があった「フレックスタイム制度拡充」に関し、1月22日に人事課総括課長交渉を行った。この間、各支部からの意見集約及び論点整理等を行ってきたが、フレックスは開庁時間における人員体制の縮小を前提とした制度となることから、業務への影響が生じる内容では容認できない姿勢で交渉に臨んだ。

交渉で人事課は、採用人材の確保努力や庶務業務軽減、研修実施等を通じ業務への影響をなくしていく旨回答したものの、具体的な職場体制の確保策については現状分析も含めて乏しく、交渉団からも厳しく追及した。

一方で職場組合員からは、制度自体は柔軟な働き方につながるとの意見も一定寄せられていた点も踏まえ、県職労は「2月議会への条例提案は了」と判断しつつ「制度を導入する以上、人事当局としても制度を使える職場体制の確保策を確実に示していく責務がある」旨を強く指摘し、今後の交渉においても継続的に求めていくこととした。



諸課題改善を求める県職労交渉団

1 適切な人員体制の確保

(県職労) フレックスで勤務時間を多少移動しても長時間労働の是正にならない。職員の増員と業務スクラップの取り組みが不可欠。産休・育休代替職員の確実な配置も不可欠。

(人事課) 議会答弁検討の工夫等、2月定例会に向け、

更なる超過勤務の縮減に全庁を挙げて取り組んでいく正職員での産休・育休が困難な場合は会計年度任用職員での代替も含め、予算額を確保していく。

(県職労) フレックスは「残業が多いから使えない」といった意見が目立つ。人事課では、県の各職場の現状の人員体制について、充足しているという認識なのか。

(人事課) 東日本大震災前より多い職員数を維持し、1人あたり超過勤務時間もコロナ前より減となっており、全庁では必要人員を確保しているが、専門職種の中には充足率が100%を下回る職種もあるほか、個々の職場で見ると、超過勤務が多い所属もある中で、「休暇やフレックスを利用しづらい」という感覚を持つ職員がいることも理解できる。フレックスを利用できるよう、人員確保に取り組んでいく。

2 庶務事務の煩雑さ/担当者研修の実施

(県職労) 庶務担当者が制度を理解できないまま拡充施行とならないよう、担当者研修を実施するとともに、その期間を十分に見込んだうえで施行期日を設定すべき。

(人事課) 担当者研修実施の機会を設けたい。施行期日は本年6月1日としたい。

3 勤務時間割振の途中変更/災害、家畜伝染病等緊急対応時の取扱い

(県職労) 原則、フレックス勤務時間を後から使用者都合で再度変更すべきではない

(人事課) 使用者都合での変更は「著しい」支障が生じる場合に限定。災害等の突発的事情により、所属全員で緊急対応する場合等が考えられる。

(県職労) 勤務時間の割振り変更は、本来事前命令によることが原則。鳥インフルのような緊急事案は、超過勤務対応が原則であるべき。フレックス後の運用も含め、本人希望を装って、業務都合と超過勤務手当の節約を目的とした勤務時間割振の再変更が行われないよう、十分な目配りをすべき。

(人事課) 勤務時間割振変更、週休日振替、代休日指定等は、職員の負担軽減につながるものと考えているが、割振変更等を職員に強制しようとする趣旨ではない。

(県職労) 今回の動員要請でも「原則振替えを！」とされている。表現を改めるよう要請する。フレックスは日々の勤務時間が異なる。緊急事案の際も振替対応時間等で混乱が予想される。発生時の混乱を避けるため施行前に詳細事例を示すよう求める。

4 「窓口時間」の導入

(県職労) 警察の例に準じ、開庁時間とは別に全庁一律に「窓口時間」を設定すべき。

(人事課) 通常の勤務時間の範囲内で、「窓口時間」の前後に準備や後片付けの時間を確保できるようになる効果が期待できるが、慎重な検討が求められるため、実施の可否やその見通しについて現時点での回答は困難。御意見として承りたい。

5 休暇の充実

(県職労) 確定闘争時に確認した、休暇改善の具体検討状況を示せ。

(人事課) 子等の看護休暇の子3人以上の場合は、他県の例を参考に12日とする。休暇対象の「行事」は、入学式、卒業式に加え、授業参観、保護者面談、家庭訪問等も対象とする。乳幼児介助休暇(予防接種、健康診断等)は9歳までとする。会計年度任用職員の有給病欠休暇を国に準じ、最大10日まで拡充する。

※ 休暇改善は、知事部局以外にも関わる課題であることから、別途、地方公務員共闘会議として妥結判断しました。

鳥インフル対応に関し緊急要請しました

- 食事提供ができない原因分析と協定の見直しを検討すること
- 結果として2食分を自己負担している現状について、現地経費調整を行わない等の現実的な経費補填対応を検討すること
- 突発業務にかかる勤務時間割振の強要につながる業務指示を見直すこと

(日を跨ぐ対応でも現地経費・手当は1回分だが振替は1日半等の対応は矛盾！)